

フタバグループ人権方針

フタバグループは、創業以来大切にしてきた「環境」「安心」「豊かな生活」の3つの提供価値をこれからも世界のより多くの地域にお届けしていきます。そのために、フタバグループの中で受け継がれてきた信念・価値観・誇りである「FUTABA WAY」を胸に、培った高い「技術開発力」「モノづくり力」と、グローバルに展開する生産体制により、社会課題の解決に貢献する製品・サービスを創出するために挑戦し続けていきます。

そのような中、すべての事業活動に関わる人々の人権尊重の重要性を認識しております。そこで、「フタバグループ人権方針」（以下「本方針」）を定め、これを指針として、人権尊重の取組みを推進していきます。

1. 人権尊重へのコミットメント

フタバグループは、国連の「国際人権章典（世界人権宣言と国際人権規約）」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」などの国際規範に従い、「国際ビジネスと人権に関する指導原則」を実行の枠組みとして捉え、事業活動を行うそれぞれの国・地域の法令を遵守します。全てのビジネスパートナーおよびその他関係者が人権に関する負の影響に関与・助長している場合は、これらのパートナーなどに対しても、人権を尊重し侵害しないよう求めていきます。

万が一、当該国・地域の法規制が国際的な人権規範と異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権を最大限尊重する方法を追求していきます。

2. 適用範囲

本方針は、フタバグループのすべての役員・従業員に適用します。

また、フタバグループの製品・サービスに関する仕入先を含むすべてのステークホルダーにも、本方針を理解し、支持いただくことを期待します。

3. 人権デューデリジェンス

フタバグループは、人権尊重の責任を果たすため、人権への負の影響を特定、予防、軽減するために実施されるプロセスである「人権デューデリジェンス」の仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

4. 是正・救済

フタバグループは、自らの事業活動が人権に対する負の影響を直接に引き起こした場合または仕入先・その他関係者などを通じた間接的な影響が明らかとなった場合は、適切な手段でその是正・救済に取り組みます。

5. 教育・啓発

フタバグループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、すべての役員及び従業員に適切な教育・啓発活動を行います。また本方針の浸透を通じて人権への悪影響の予防と是正に努めます。

6. 進捗確認・情報開示

フタバグループは、本方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。また、人権尊重の取り組みに関する進捗状況やその結果を適切に開示します。

7. ステークホルダーとの対話・協議

フタバグループは、人権に対する負の影響への対応に対し、有識者に相談し関係するステークホルダーとの対話・協議を行います。

8. 優先取り組みテーマ

フタバグループは、下記項目を人権遵守における優先取り組みテーマとして位置づけます。

- (1) 差別の禁止、多様性の尊重・受容
- (2) ハラスメントの禁止
- (3) 不法移民労働・強制労働の禁止
- (4) 児童労働の禁止

以上、本方針はフタバ産業株式会社の取締役会において、2023年7月27日に承認されています。

2023年7月27日
フタバ産業株式会社
代表取締役社長 魚住 吉博